

## 茨城県社会保険労務士会の「労働基準関係の研修会」 において、時間外労働の上限規制、労災認定基準、確定 保険料の算定方法等についての説明を実施しました！

令和5年1月25日



オンライン研修会の様子



茨城県社会保険労務士会（磯 充 会長）にて、会員の資質向上を目的としてオンラインにて研修を実施しました。

茨城労働局 労働基準部 監督課からは、働き方改革関連法による労働基準法の改正により令和6年4月1日から適用される①建設事業・自動車運転の業務・医師の時間外労働の上限規制、②自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和4年12月23日改正）について説明しました。

労災補償課からは、脳・心臓疾患の労災認定基準の改正について説明しました。

総務部 労働保険徴収室からは、令和4年度の確定保険料の算定方法等について説明しました。

茨城労働局では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

### 【お問い合わせ先】

茨城労働局	労働基準部 監督課	TEL：029-224-6214
	労働基準部 労災補償課	TEL：029-224-6217
	総務部 労働保険徴収室	TEL：029-224-6213